

令和4年度（2022年度）てん菜糖消費拡大推進事業委託業務

# 企画提案説明書

令和4年（2022年）12月

北海道農政部生産振興局農産振興課

# 令和4年度（2022年度）てん菜糖消費拡大推進事業 委託業務に関する企画提案説明書

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

令和4年度（2022年度）てん菜糖消費拡大推進事業委託業務

### (2) 業務の目的

コロナ禍におけるてん菜糖（北海道産のてん菜を原料とした砂糖）の需要減少などの影響を受けている畑作農家を支援するため、砂糖の消費拡大に向けた取組を実施する。

### (3) 業務の内容

#### ①てん菜と砂糖に関する情報発信

（てん菜と砂糖の理解を深めるためのPR資材の作成等）

#### ア 動画の作成

##### （ア）使用目的

消費者に対して広く情報発信を行い、砂糖に関する正しい知識と北海道の畑作農業を支えているてん菜を身近に感じてもらう。

##### （イ）テーマ（例）

- a 砂糖に対する正しい知識の習得（肥満、糖尿病、漂白しているは誤解）、砂糖の役割（エネルギー源、精神をリラックスさせる）
- b 世界の砂糖需給、国内の砂糖需給動向（てん菜糖、甘しや糖、輸入糖）
- c 北海道のてん菜の生産状況、てん菜が地域に果たす役割
- d てん菜糖の製造工程、道内製糖工場の紹介
- e てん菜糖はどのような製品に使われているか

##### （ウ）仕様

上記テーマを参考に、砂糖に関する理解促進と消費を促す内容の動画をテーマごとに数種類、合計20分程度で作成すること。

##### （エ）成果物納品形式

作成動画は、インターネット上でも配信可能なデータ形式としたものを格納したDVD（原盤）を納品すること。なお、DVDのコピーガード処理は行わないこと。

##### （オ）その他

作成した動画・パンフレットは農産振興課ウェブサイトのほか、北海道の公式YouTubeアカウントや北海道庁インターネット放送局「Hokkaido・画」等において広く一般に公表する。このため、出演者、協力者等の肖像権

や音楽等の著作権等に関する交渉及び調整を行うこと。  
(なお、動画の掲載に関する事務は北海道農政部が実施する。)

#### イ パンフレットの作成

##### (ア) 使用目的

道内小中学校向けのほか、一般消費者に対して広く配布し、砂糖に関する正しい知識の周知と北海道の畑作農業を支えているてん菜の理解を促進する。

##### (イ) テーマ (例)

(1) の①のイと同じ

##### (ウ) 仕様

A4用紙1枚(表裏カラー) 21,000部

##### (エ) 成果物納品形式

パンフレット現物(紙)とあわせて、上記内容に関するPDFデータを格納したCDを納品すること。

##### (オ) その他

パンフレットを活用した食育活動については、道が自ら実施する。

#### ②首都圏におけるプロモーション活動の企画・実施

##### ア 時期

令和5年(2023年)3月上中旬(金、土、日の3日間)

※ 「砂糖の日」(3月10日)、「ホワイトデー」(3月14日)など、イベントと絡めてより効果を高めることが期待できる時期を予定

##### イ 場所

首都圏のどさんこプラザ(有楽町店・町田店・羽田空港店のうち1カ所)

##### ウ 実施方法

JAGグループ北海道及び日本ビート糖業協会と連携して実施

##### エ 実施内容

どさんこプラザを訪問する北海道ファン等をターゲットに、どさんこプラザ店頭や同施設のイベントスペースにおいて、パンフレットと併せてPR食材(例:てん菜糖を使用したお菓子)を配布する。

##### オ 配布景品の予定数

5,000セット程度を想定

##### カ 事業効果

てん菜に関する理解が深まるとともに、「この商品を購入すれば、てん菜糖の消費拡大につながる」など、消費者がてん菜糖への消費行動を誘発する効果が見込まれるものであること。

③ 報告書の作成

①～②の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで各1部提出する。

(4) 発注者

北海道

(5) 契約期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月24日(金)まで

## 2 委託上限額

委託料 9,768千円(消費税込)

ただし、本事業の財源である国の令和4年度(2022年度)の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金内示額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で、道と受託予定事業者との双方協議による合意を経て委託契約するものとする。

## 3 企画提案の募集方法

(1) 契約の方法

北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)に該当し、随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定方法

当事業は、砂糖に関する豊富な知識等に基づき、民間の創造性や独自性の発揮による効果的な企画提案が求められる。このため、当該業務は単に価格を競わせる競争入札にはなじまず、また、道が最適な処理方法を予め設定できないため契約に係る仕様を具体的に指示することが困難であることから、プロポーザル方式(「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通知)第1の2)によることとする。

なお、手続きの透明性や公平性を確保しつつ優れた企画提案を広く求めることから、「公募型プロポーザル方式」とし、プロポーザル審査会を設置して企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を選定することとし、公募については、北海道のホームページに掲載し、広く周知する。

## 4 参加者の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

① 道内に本店又は事業所(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動

法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）

- ② 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - ⑥ 道税及び国税を滞納している者でないこと。
  - ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
  - ⑧ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - ⑨ 暴力団関係事業者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する構成員の間に本業務の受託及び遂行に係る明確な契約が存在すること。
  - ② 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後10年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5 審査基準等

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などをヒアリングした上で、あらかじめ定めた審査方法等により審査し、最も優れた企画提案を選定する。また、審査結果は企画提案者全員に通知する。

## 6 審査に当たっての手続等

業務の委託に当たり、公募型プロポーザル参加希望者から事前に資格審査申請書を徴収して資格の有無を審査し、審査結果を申請書に通知するとともに、資格を有する申請者には、企画提案書の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請する。

### (1) 担当部課（提出・お問い合わせ先）

北海道農政部生産振興局農産振興課 てん菜馬鈴しょ係長 松川 裕一  
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-231-4111（内線 27-720）

ファクシミリ 011-232-4132

(2) 資格審査申請書の提出

- ① 提出期限 令和5年(2023年)1月5日(木)必着
- ② 提出場所 上記(1)に同じ
- ③ 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料
- ④ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 企画提案書の提出要請

資格審査の結果、資格審査を有する者に対し、文書により企画提案書の提出を要請する。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和5年(2023年)1月17日(火)必着
- ② 提出場所 上記(1)に同じ
- ③ 提出書類 様式2「企画提案書」
- ④ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)により10部を提出すること。

なお、提案者名は1部のみ記載し、残り9部には提案者名を記載しない。  
(提案書中にも記載しないよう注意すること。)

(5) 参加費用

企業提案書に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

(6) その他

- ① (4)による企画提案書の作成に係る質問は、電話又はファクシミリにより令和5年(2023年)1月11日(水)午後5時までに、(1)の担当部課に行うこと。
- ② (3)で企画提案書の提出要請を受けた者が、企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で(1)の担当部課に行うこと。

なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

## 7 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できるものとする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

## 8 業務委託について

道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書の提出を依頼する。

ただし、上記いずれの時点においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

〈失格要件〉

- (1) 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
  - (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合
- なお、採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

## 9 その他

公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。